

# 令和2年度 新型コロナウイルス感染症による離職者等 就労支援事業費補助金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した地域経済の再起を図るため、県内中小企業者が離職者を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費の一部を補助します。

## ■ 補助対象者

県内に本社・事業所のある中小企業者  
(中小企業支援法第2条第1項で規定する者等 ※裏面の一覧参考)



## ■ 補助対象事業及び補助対象経費

### ● 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、資格(※)・職務経験を問わず、県内事業所での正規雇用の募集を行うために広告媒体を利用する事業。

※ 通勤等のための普通自動車免許を除く。

### ● 補助対象経費

広告媒体(新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ)への求人情報の掲載等に係る費用。

## ■ 補助率及び補助金額

補助対象経費の **3分の2** 以内(上限額：**50**万円)

## ■ 申請方法

下記の県庁ホームページから交付申請書等の様式をダウンロードし、必要書類と共に提出してください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/korona\\_kokokuhojo.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/korona_kokokuhojo.html)

【必要書類】 1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 暴力団排除に関する誓約事項  
4. 直近1か年の貸借対照表及び損益計算書

## ■ 募集期間

随時(予算がなくなり次第終了)

- 採択は、申請後2～3週間程度で可否を決定します。  
(**採択の決定を受けてからの事業着手となりますので、ご注意ください。**)
- 補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象経費に含めないものとし、交付決定日から令和3年2月28日までに支払ったものに限りします。
- 先着順で採択し、募集期間でも予算がなくなり次第募集を終了します。
- 事業完了後は、実績報告書等を期限までに提出する必要があります。

## ■ 申請書の提出先・お問合せ先 ■

### あおり人財確保推進センター

(青森県 商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ)

〒030-0803 青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム7階

TEL: 017-775-7075 FAX: 017-775-7076

E-mail: [roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp](mailto:roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp)

## 令和２年度新型コロナウイルス感染症による離職者等就労支援事業費補助金

### 補助対象となる中小企業者

- 1 中小企業支援法（昭和３８年法律第１４７号）第２条第１項で規定する者で、県内に本社又は事業所等を有する者であること。

○ 中小企業支援法第２条第１項で規定する者

| 業 種                                                                                      | 資本金の額または、出資の総額及び、<br>常時使用する従業員の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②から⑦までの業種を除く。）                                                       | 資本金３億円以下または、従業員数３００人以下           |
| ② 卸売業                                                                                    | 資本金１億円以下または、従業員数１００人以下           |
| ③ サービス業                                                                                  | 資本金５千万円以下または、従業員数１００人以下          |
| ④ 小売業                                                                                    | 資本金５千万円以下または、従業員数５０人以下           |
| ⑤ ゴム製品製造業                                                                                | 資本金３億円以下または、従業員数９００人以下           |
| ⑥ ソフトウェア業 情報処理サービス業                                                                      | 資本金３億円以下または、従業員数３００人以下           |
| ⑦ 旅館業                                                                                    | 資本金５千万円以下または、従業員数２００人以下          |
| ⑧ 中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協同組合、商工組合、商工組合連合会） |                                  |
| ⑨ 特別の法律によって設立された組合または、その連合会であって、その直接または、間接の構成員たる事業者の３分の２以上が①から⑦までのいずれかに該当する者であるもの        |                                  |

- 2 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- 3 性風俗関連産業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- 4 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- 5 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- 6 その他、本補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと思われる者でないこと。